〈一般病床〉

食事代は、１食分として定められた費用のうち下表の額（標準負担額）を負担いただきます。
平成30年４月から下表のように変わります。

所得区分		平成30年３月まで １食当たり	平成30年４月から １食当たり
現役並み所得者	一般	360円※1	460円※1
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	210円
	過去12か月の入院日数が90日超（長期入院該当）※2	160円	160円
低所得Ⅰ		100円	100円

※１　指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。
※２　長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に提示した場合。

〈療養病床〉

食費と居住費は、定められた費用のうち下表の額（標準負担額）を負担いただきます。
平成29年10月と平成30年４月からの２回に分けて変更されます。
※病状の程度、治療の内容により負担額が異なります。

入院医療の必要性の高い者以外のもの

所得区分		平成29年９月まで １食当たりの食費	平成29年９月まで １日当たりの居住費※2	平成29年10月から １食当たりの食費	平成29年10月から １日当たりの居住費※2
現役並み所得者	一般	460円※1	320円	460円※1	370円
低所得Ⅱ		210円		210円	
低所得Ⅰ		130円		130円	
老齢福祉年金受給者		100円	0円	100円	0円

※１　保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。
※２　指定難病患者の方は０円です。

入院医療の必要性の高い者

・平成29年10月から
・平成30年４月から

所得区分		１食当たりの食費	１日当たりの居住費※2
現役並み所得者	一般	（平成30年３月まで）360円※1 （平成30年４月～）460円※1	（平成29年９月まで） ０円 （平成29年10月～） 200円 （平成30年４月～） 370円
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	
	過去12か月の入院日数が90日超（長期入院該当）※3	160円	
低所得Ⅰ		100円	

※１　指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。
※２　指定難病患者の方、老齢福祉年金受給者は、０円です。
※３　長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に提示した場合。

問い合わせ先
・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
　被保険者証・保険料・一部負担金関係　TEL 059－221－6883
　健康診査・療養費関係　TEL 059－221－6884
・保険福祉課　TEL 377－5659